

第 67 回 引受けに関するワーキング・グループ

平成 26 年 11 月 19 日(水)午前 10 時 30 分
日本証券業協会 第 4 会議室

議 題

1. 「企業内容等開示ガイドライン」の改正を受けたコメント開示に係る実務上の対応について
2. 自主規制規則の見直しに関する検討結果等について
3. その他

以 上

「有価証券の引受け等に関する規則」(抜粋)**(資金使途の確認及び公表)**

第 20 条 主幹事会員は、株券等の募集の引受けを行うに当たっては、当該募集に係る具体的な資金の使途及びその効果を確認するため、当該発行者の資金繰り状況等について報告を求めるとともに、当該発行者に対し調達する資金の使途等について、次の各号に掲げる事項を細則で定める発表資料（以下「発表資料」という。）において公表するよう要請しなければならない。

1 調達資金の使途

設備投資、借入金返済、投融資等の項目別の具体的な内容、金額及び支払時期の表示

2 調達資金による将来の発行者の収益への影響

具体的、かつ、可能な範囲内において計数的な表示（一定の前提を置いて表示する場合には、その旨明記する。）

2 主幹事会員は、前項に規定する資金の使途がM&A（企業買収、資本提携等をいう。以下同じ。）である場合には、当該M&Aの実現可能性及び実現がなされなかった場合の合理的な代替使途について、当該M&Aを予定している分野、規模及び時期等から確認するとともに、同項第1号に掲げる調達資金の使途の具体的な内容等として、次の各号に掲げる事項について当該発行者に対し発表資料において公表するよう要請しなければならない。

1 M&Aの実施に伴う将来の事業構想

M&Aを予定している分野、規模等可能な範囲において具体的な表示

2 資金充当の期限及びM&Aに資金が充当されなかった場合の代替使途

原則として1年以内の期限並びに代替使途の具体的な内容及び金額の表示

3 主幹事会員は、株券等の募集の引受けを行うに当たっては、当該募集に係る払込日の前5年以内の直前に行われた株券等の募集に係る調達資金の使途状況について、前2項に掲げる項目ごとに確認することとし、その使途状況に変更がある場合は、その変更の内容について当該発行者に対し発表資料において公表するよう要請しなければならない。

4 主幹事会員は、株券等の募集を行おうとする発行者の前回の株券等の募集による調達資金について、その資金使途に著しい変更があり、かつ、その変更理由が合理的でないと認められる場合には、新たに行おうとする株券等の募集について、前回行われた株券等の募集から相当の期間を置くよう、当該発行者に要請しなければならない。

5 主幹事会員は、発行者に対し、第1項及び第2項に規定する調達資金の使途の変更又は充当がある場合は、その状況について細則で定めるところにより公表するよう要請しなければならない。

（ブックビルディングによる価格等の決定）

第 25 条 引受会員は、株券等又は社債券等の引受け（社債券等の引受けに関しては、第 9 条第 1 項又は同条第 2 項の規定の適用を受けるものに限る。）を行うに当たり、ブックビルディングにより募集又は売出しに係る株券等の価格等並びに募集に係る社債券等の発行価格等の条件を決定する場合、当該ブックビルディングにより把握した投資者の需要状況に基づき、払込日までの期間に係る相場の変動リスク等を総合的に勘案して発行者又は売出人と協議するものとする。

2 前項に規定するブックビルディングの手続きについては、細則をもって定める。

「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則（抜粋）

（ブックビルディングの手続き）

第 14 条 規則第 25 条第 2 項に規定するブックビルディングの手続きは、次のとおりとする。

1 仮条件の決定

（略）

2 需要の調査

会員は、需要の把握のための基本方針を定めるとともに、ブックビルディングを担当する会員を定めるものとする。この場合において、当該会員は、当該基本方針に基づいて需要の調査を行うものとし、調査に当たっては、次に掲げる申告に該当することが明らかに見込まれるものを含めてはならない。

イ 投資者の需要に基づかない申告

ロ 配分を確保する目的をもって行われる過大な申告

ハ 一の投資者の同一の需要に基づく複数の申告

3 記録の保存会員は、需要の調査に係る記録を書面又は電磁的方法等により 6 か月間保存する。

2 会員は、前項第 2 号に定める需要の調査において、他の会員との申告の重複を発見した場合には、当該他の会員と協議するものとする。